

令和 6 年度の主な施策について

障害者分科会

加賀市じりつ支援協議会 新体制図

～協議会の目的～
障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり
そのための課題を整理し、
自分たちができることを行う

第1層（共助）：市全体において主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成など）を中心とする機能
第2層（互助）：第1層の機能の下で具体的な活動を展開する機能
第3層（自助・互助）：個々の生活支援サービスの事業主体で利用者と提供者のマッチング機能や当事者同士の課題解決機能

第1層

推進会議

・協議会の取り組みの確認、
新たな取り組みの承認
・他分野や行政への発信
・協議会の目標設定

提案報告

確認

運営会議

・部会の取組を確認
・協議会の目標の提案
・障がい者計画／障がい福祉計画の策定に提言

提案報告

確認

第2層

専門部会…課題において解決策を検討及び実行

つながり部会

障がい理解の啓発に関する取組や当事者の活動の
活性化の課題整理、具体策の検討

おとな部会

障がい者の障害福祉に関する課題についての
検討の場

包括ケアWG

地域包括ケアシステムの構築を
進めていくための協議の場

就労やサービス等
の検討の場

こども部会

障がい児の障害福祉に関する課題についての検討の場

全体会…委員が全員参加し、専門部会の取り組みを確認、
支援者同士の話せる場

第3層

アイデア・課題を提言、
自ら解決する場
○相談・地活強化事業が運営し、
委託元の基幹相談支援センターが
後方支援を行う。

悠々あゆみ会【地活】
当事者の活動や障がい者理解・
啓発についての検討の場

地域移行支援会議【相談】
精神科病院の長期入院者の
退院支援の検討の場

就労ABいこう会【相談】
各事業所の現状、協働できる
取組の共有の場

地域活動支援センター
連絡会【地活】
各地活の現状の共有、資源創設
の検討の場

相談支援事業所
連絡会【相談】
担当ケースの動きや地域課題を
共有、事例検討の場

各部会と連携

等

分科会

報告

提案助言

市が協議会からの意見を集約、分科会へ報告

地域生活支援拠点等整備事業

1 地域生活支援拠点等整備事業の目的

(1) 地域における生活の安心感を担保

⇒障がい者やその家族などの緊急時に迅速で確実な相談支援や短期入所等の活用など

(2) 障がい者等の地域生活を支援

⇒障がい者の高齢化や「親亡き後」に備えるため、短期入所やグループホーム等を活用した親元から離れた体験的な暮らしの場を提供する

2 地域生活支援拠点等整備事業の具体的な実施方法

次の5つの機能を市内の事業者等が連携する「面的整備」で整えることとします。

(1) 相談支援

常時の連絡体制を確保し、障がい者等の緊急時には必要な支援を行う

(2) 緊急時の受入・対応

障がい者等の緊急時の受入体制を常時確保し、緊急時には必要な対応を行う

(3) 体験の機会・場の提供

一人暮らしの体験など、障がい者等が、地域で生活するために必要な取り組み

(4) 専門的人材の確保・養成

障がい者等の高齢化・重度化に対応できる人材確保・専門的人材の養成

(5) 地域の体制づくり

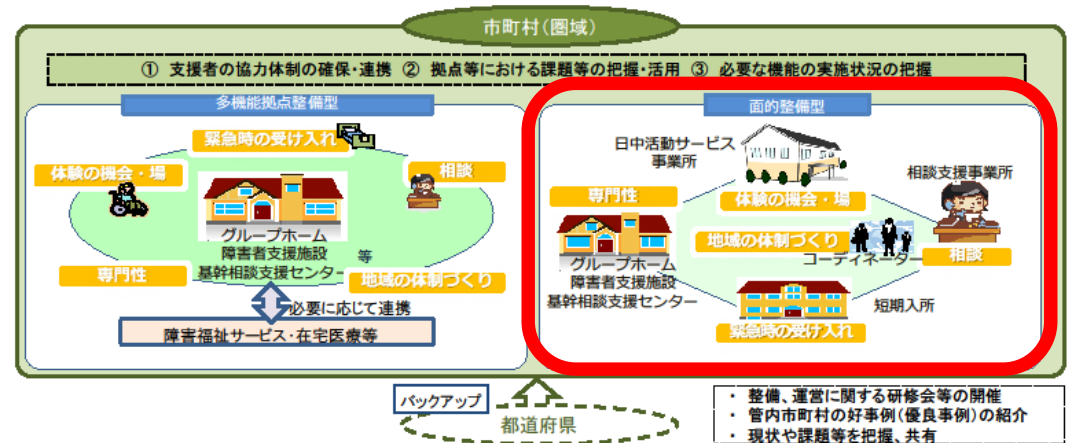
サービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



3 進捗状況について

① 相談支援

- 障がいのある人の救急等による緊急対応などがある市内の主要な医療機関からの常時の相談受付体制を、市内6つの相談支援事業所の連携により実施している。
- 緊急時の対応を迅速で確実に支援が行えるよう、相談支援の基本的な流れ（フローチャート）を作成し、対応している。

② 緊急時の受け入れ・対応

- 障がいのある人の緊急時に一時的な住まいの場を提供できるよう、短期入所等の障害福祉サービス事業所に本事業の登録をしてもらい、積極的な協力体制を行っている。
（登録事業所数・・・9事業所）
- 緊急時対応の参考資料として「手引き」を作成し、事業所に配布済み。
- 令和5年度は2件の緊急事案があり、市内の短期入所事業所で一時的に住まいを提供した。

③ 体験の機会・場

精神科病院に長期入院しているなど、障がいのある人が円滑に地域生活に移行できる支援（地域移行支援）や親亡き後を想定した一人暮らしの体験など、地域生活に必要な取り組みを行う（令和5年度は、2件の地域移行支援を実施）。

- ④ 専門的人材の確保・養成および ⑤ 地域の体制づくりの具体的な取り組みについては、障害福祉サービス事業所やじりつ支援協議会などと検討。

手話施策推進

1 小学校等手話教室の開催

聴覚障がい者が小学校で講師となり、日常生活の体験談や講話、手話実技などを通して、障がいのことを学んで考えることにより福祉のこころをはぐくむことができるよう、取り組んでいる。

手話を学びたいと希望する生徒が、加賀市GIGAスクール構想による1人1台のパソコン端末を活用し、生徒自身の進度で手話を学習できるよう「手話WEB学習システム」を導入し、より多くの生徒が、聞こえない障がいのある人と気持ちを伝え合う「こころのバリアフリー」を推進する。

参加校：市内小学校、高校予定

参加児童：小学校3～4年生対象、外に高校（福祉系列）

2 手話奉仕員養成講座（入門編）

手話奉仕員養成講座の入門編では、手話の理解と挨拶など、簡単な会話が可能となることを目標。

開講日：令和6年5月から11月予定（23回）

AIやIoT等を活用した障がい福祉事業

1 障がいのある人のテレワーク推進事業

【令和5年度実績】

- ・障がい者テレワーク雇用オンラインセミナー
(加賀市、鯖江市、岩国市、安城市、平塚市の5市合同)
(令和5年9月25日(月) 13時30分～15時)
参加者38人(加賀市4人)
- ・求人企業のオンライン面接会
参加申込8人(加賀市1人)
内定1人(鯖江市)

【令和6年度の取組】

- ・テレワーク型雇用に挑戦できる人材の掘り起こしや育成に向けてセミナー等を継続して開催する。

2 スマートスピーカー購入助成事業

【事業の目的】

視覚障がい者が自宅においてじりつした生活を営むことを支援するため、音声により情報取得の困難さの軽減と日常生活の利便性の向上を図るためのスマートスピーカー(AIスピーカー)の購入費用の助成を行う。

日常生活用具給付事業の拡充

障がいのある人（子ども）の日常生活を容易にするための様々な用具や用品を給付する「日常生活用具給付事業」について、利用者からの要望などを踏まえた見直しを行い、令和6年4月から用具の追加・変更を行い、事業の充実を図った。

新 1 医療的ケア児等の非常用電源を給付用具に追加

人工呼吸器など常時電源が必要な医療機器を使用する在宅の障がいのある人（子ども）に、災害時の停電等に対応するため、非常用電源装置を用具に追加。

追加した用具	助成上限額
(1)発電機（正弦波インバーター発電機）	12万円
(2)蓄電池（ポータブル電源）	8万円
(3)電源機器（DC/ACインバーター・ソーラーパネル）	4万円

※上記いずれかを給付。(2)(3)は併給可能（利用者は原則、費用の1割負担）

拡 2 紙おむつの周辺用具を助成対象の範囲に拡大

直腸機能障害や肢体不自由など、日常的に紙おむつを必要とする障がいのある人（子ども）に紙おむつの購入費用の助成を行っている。

今回の見直しで、使い捨て手袋やウェットティッシュなどの周辺用品を助成対象の範囲に拡大する変更を行った。